

一般社団法人北海道バレーボール協会旅費規程（改定案）

（目的）

第1条 この規程は、定款第49条第4項の規定に基づき、公益財団法人日本バレーボール協会及び一般社団法人北海道バレーボール協会（以下「本会」という。）の会議、研修会及び主管競技会等に出席するための旅費に関する事項について定め、事務局の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（旅費区分）

第2条 本会の旅費は、次のとおりとする。

- （1）交通費（鉄道賃、都市間バス賃、航空賃、車賃、市内交通費）
- （2）日当（食費を含む）
- （3）宿泊費

（交通費）

第3条 交通費は、次の計算に基づき支給する。

- 2 鉄道賃は、自宅最寄り駅と目的地最寄り駅間の実費支給とし、片道50キロメートルを超える場合は、特急料金を追加支給する。
- 3 都市間バス賃は、自宅最寄りバス停留所と目的地最寄りバス停留所間の実費支給とする。
- 4 航空賃は、領収書をもって支給する。
- 5 鉄道賃、都市間バス賃及び航空賃は、割引運賃の適用に努めるものとする。
- 6 車賃は、自宅と目的地施設間の一般道往復距離に1キロメートル当たり（1キロメートル未満切り上げ）40円を乗じて得た額を支給する。
- 7 市内交通費は、往復1,000円を支給する。

（日当）

第4条 日当は、道内2,000円/日、道外及び倫理委員会学識経験者が調査のため出張する場合は、3,000円/日とし、いずれも食費込みとして支給する。

（宿泊費）

第5条 宿泊費は、別表に基づく宿泊先都道府県別支給上限額の範囲内において、実費を支給する。ただし、宿泊先が指定されている場合は、その実費を支給する。

（旅費の支給申請）

第6条 旅費の支給を受けようとする者は、事前に「旅費支給申請書（第1号様式）」を事務局に提出するものとする。

(旅費の支給)

第7条 旅費の支給は、出発前に概算支給することができる。この場合、帰着後10日以内に領収書を添付のうえ清算を行わなければならない。

- 2 本会の役員及び委員会委員以外の者に出張業務を依頼した場合は、この規定を準用する。
- 3 旅費は、重複して支給することができない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、本会の登記が行われた日から施行する。
(北海道バレーボール協会旅費規程の廃止)
- 2 北海道バレーボール協会旅費規程は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年12月7日から施行する。

別表 (第5条関係)

宿泊先都道府県名	支給上限額
福島県・鳥取県・山口県	8,000円/泊
岩手県・石川県・静岡県・三重県・島根県	9,000円/泊
宮城県・山形県・栃木県・群馬県・福井県・岡山県・徳島県・愛媛県	10,000円/泊
青森県・秋田県・茨城県・富山県・長野県・愛知県・滋賀県・奈良県・和歌山県・高知県・佐賀県・長崎県・大分県・沖縄県	11,000円/泊
山梨県・兵庫県・宮崎県・鹿児島県	12,000円/泊
岐阜県・大阪府・広島県・ 北海道	13,000円/泊
熊本県	14,000円/泊
香川県	15,000円/泊
神奈川県・新潟県	16,000円/泊
千葉県	17,000円/泊
福岡県	18,000円/泊
埼玉県・東京都・京都府	19,000円/泊

旅 費 支 給 申 請 書

年 月 日

一般社団法人北海道バレーボール協会理事長 様

申請者
住 所
職氏名

北海道バレーボール協会旅費規程第6条に基づき、次のとおり申請いたします。

会議・大会名				
開催日程	年 月 日 ~ 年 月 日			
旅費区分	旅費計算	申請額	支給額	割引 運賃 適用
鉄 道 賃	最寄駅 ⇒	円	円	有・無
(特急料金)	(50 km超)	円	円	
都市間バス賃	最寄停留所 ⇒	円	円	有・無
航 空 賃	航空機会社名 便名	円	円	有・無
車 賃	@40 円 × km	円	円	/
市内交通費	@1,000 円 × 日	円	円	/
同 乗 者	(氏名)	/	/	/
宿泊費 (道内)	@ 円(上限13,000円) × 泊	円	円	/
都府県名 宿泊費 ()	@ 円(別表上限) × 泊	円	円	/
日 当 (道内)	@2,000 円 × 日	円	円	/
日 当 (道外)	@3,000 円 × 日	円	円	/
日 当 (倫理委員会)	@3,000 円 × 日	円	円	/
合 計		円	円	/